

**改正**

平成19年3月30日訓令第1号

平成21年3月31日訓令第6号

平成22年7月1日訓令第10号

平成23年3月10日告示第12号

平成25年5月7日訓令第13号

平成30年3月30日訓令第8号

合志市指定管理候補者選定委員会要綱

(設置)

**第1条** 合志市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年合志市条例第69号。以下「条例」という。）に基づく本市が執行する公の施設の指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、合志市指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次の事項について審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

- (1) 公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合の候補者を選定するため必要な事項
- (2) 指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 財務に関する経験を有する者
- (3) 選定する指定管理施設に関して専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前項の委員は、当該指定管理者が選定されたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

**第5条** 委員会は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、委員会の審査に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。
- 6 委員会の会議結果の公表については、前項の規定に関わらず、合志市情報提供の推進に関する要綱（平成20年告示第33号）第4条の3の規定による。

(候補者の選定)

**第6条** 委員会は、候補者を選定する場合には、条例第4条に規定する選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号抄）

(施行期日)

**第1条** この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第6号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第10号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日告示第12号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年5月7日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。